

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年10月29日 20時10分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市洲本港東方沖 洲本港北防波堤灯台から真方位081°4.78海里付近 （概位 北緯34°21.8′ 東経134°59.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート徳丸は、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 徳丸、4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	241-21276兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、燃料油（軽油）を両舷の燃料タンクに合計約700ℓ、複数のポリタンクに予備約200ℓを搭載して静岡県沼津市から兵庫県明石市まで回航する目的で航行していた。</p> <p>船長は、愛知県田原市伊良湖港に寄港し、燃料タンクの残油量を確認したところ、3分の1程度消費していたので、予備の燃料油を全て補給し、航行を再開した。</p> <p>船長は、和歌山県由良町沖で停泊し、燃料タンクを確認した際、左舷側の燃料タンクが空で、右舷側の燃料タンクの残油量が4分の1程度あるのを見て、目的地までの航行が可能であると思い、出航して航行を続けていたところ、本船の主機が停止し、燃料タンクの燃料油がなくなっていることを認めた。</p> <p>船長は、118番通報を行い、来援した巡視艇によって兵庫県洲本市洲本港にえい航された。</p> <p>船長は、本船を中古で購入後、本インシデント時が最初の航海で、燃費を把握していなかった。</p>
分析	本船は、船長が、出港時に燃費を把握していない状態で目的地までの航行が可能であると思い、航行を続けたことから、燃料油が欠乏して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、船長が、出港時に燃費を把握していない状態で目的地までの航行が可能であると思い、航行を続けたため、本

	船の燃料油が欠乏して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・プレジャーボートの船長は、航走距離及び残油量から燃費を把握しながら航行すること。・プレジャーボートの船長は、船舶を中古で購入する場合、販売業者、前所有者に燃費を確認しておくこと。・プレジャーボートの船長は、無理のない航行計画を立て、目的地までの直航が困難である場合は、あらかじめ燃料油を補給する港を検討しておくこと。